

新	旧
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流</u>・自動車局長</p> <p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6（略）</p> <p>附則（令和2年4月1日国自整第1号）（略）</p> <p><u>附則（令和※年※月※日国自整第 ※ 号）</u></p> <p><u>1. この通達は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。</u></p> <p><u>2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。</u></p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6（略）</p> <p>附則（令和2年4月1日国自整第1号）（略）</p>

新					旧				
別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数表					別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数表				
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考	違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条 ～ [則第62条 の2の2 1-10]	(略)				法第29条 ～ [則第62条 の2の2 1-10]	(略)			
法第91条の3 [則第62条の2の2 1-●] [P]	検査整備用電子情報処理組織の安全性及び信頼性確保違反 [P]	①電子情報処理組織への接続に必要な識別符号の不正な使用 ②OBD検査及びOBD確認に係る不正なデータを送信した ③独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会において基準適合性審査を受けるまでにOBD検査又はOBD確認作業後にOBD検査に影響がある整備及び調整を実施又は依頼	3点 10点 5点	①次に掲げるものを含む ・識別符号を当該事業場以外の者に提供し使用させた場合 ・他の事業場の識別符号を使用しOBD検査又はOBD確認を実施した場合 事故を惹起した場合は30点/台 ②次に掲げるものを含む ・なりすまし行為により虚偽のデータを送信した場合 ・不適合状態のものを適合状態であるようにして虚偽のデータを送信した場合	(新設)				

新				旧	
		④自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合	3点		
		⑤事業場外で OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合	3点		
[則第 62 条 の 2 の 2 -2 項] ～ 法第 100 条 -2 項	(略)			[則第 62 条 の 2 の 2 -2 項] ～ 法第 100 条 -2 項	(略)
注 1-1～注 1-2 (略)				注 1-1～注 1-2 (略)	

新

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(略)			
	(点検・整備・検査不適切)	⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証を交付した。	10点/台	事故を惹起した場合は30点/台 注2-1
		⑧OBD 検査を OBD 確認モードで実施し適合証を交付した	3点	
	(略)			
-4項	・検査員の不正証明行為	(略)		
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証に証明した	二	解任命令
	(略)			
法第94条の5の2 -1項	(略)			
	(点検・整備・検査不適切)	③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD	10点/台	事故を惹起した場合は30点/台 注2-1

旧

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(略)			
	(点検・整備・検査不適切)	(略)		(新設)
				(新設)
	(略)			
-4項	・検査員の不正証明行為	(略)		
				(新設)
	(略)			
法第94条の5の2 -1項	(略)			
	(点検・整備・検査不適切)	(略)		(新設)

新				旧			
		検査を実施し限定適合証を交付した。					
		④OBD検査をOBD確認モードで実施し限定適合証を交付した	3点			(新設)	
	(略)				(略)		
-3項	(略)				-3項	(略)	
	・検査員の不正証明行為	(略)			・検査員の不正証明行為	(略)	
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し限定適合証に証明した	二	解任命令		(新設)	
法第94条の6 -1項 ～ 法第100条 -2項	(略)				法第94条の6 -1項 ～ 法第100条 -2項	(略)	
注2-1～注2-6 (略)				注2-1～注2-6 (略)			